



令和6年10月30日



軽装勤務の取組について

本組合では、働き方改革の取組の一つとして、職員が快適に働くことができるよう、軽装勤務の通年化を実施します。

記

1 開始日

令和6年11月1日（金）

2 実施の目的

職員が気候に合わせて快適で働きやすいと感じる服装を自ら選択することにより、職員のストレス軽減や健康増進、モチベーションアップなどを図ることで、働きやすい職場環境づくりを推進し、その結果として、公務能率の向上や行政サービスの一層の充実につなげることを目的としています。

3 実施内容

- (1) 年間を通じて、来庁者等に不快感を与えない、あるいは礼を失することのない範囲で、職場環境やTPOを踏まえた服装の軽装化を推奨します。
(ネクタイやジャケットの着用を一律に禁じるものではありません。)
- (2) 来庁者に取組を周知するため、張り紙の掲示及び対応を行う際に取組の主旨を伝えることにより、理解を求めます。

4 その他

エネルギー使用量の削減を図るため、平成14年度から毎年実施していた「エコスタイル」の取組については軽装勤務の通年化に伴い終了しますが、引き続き夏季においては室内温度の適温化（28℃目安）に適した軽装をするなど、環境負荷低減に向けた取組を徹底してまいります。

【お問合せ先】
総務部職員課
担当 山本、鉄羅
TEL 052-654-7845